

写

保発第0305001号

平成20年3月5日

地方社会保険事務局長
都道府県知事

} 殿

厚生労働省保険局長

「診療報酬の算定方法を定める件」等について（通知）

標記については、「診療報酬の算定方法を定める件」（平成20年厚生労働省告示第59号）等の関係告示等が別添のとおり公布され、本年4月1日から適用されることとなった。

これらの改正の趣旨及び概要は、別紙「平成20年度診療報酬改定の概要」のとおりであるので、貴管内の関係団体への周知徹底について格段の御配慮をお願いしたく通知する。



保発第0305002号
平成20年3月5日

地方社会保険事務局長
都道府県知事

} 殿

厚生労働省保険局長

「医療費の内容の分かる領収証の交付について」の一部改正について

標記については、診療報酬の算定方法（平成20年厚生労働省告示第59号）が制定され、同告示別表第1 医科点数表及び別表第2 歯科点数表の特掲診療料として新たに病理診断が追加されるとともに、保険医療機関及び保険医療養担当規則及び保険薬局及び保険薬剤師療養担当規則の一部を改正する省令（平成20年厚生労働省令第28号）及び老人保健法の規定による医療並びに入院時食事療養費及び特定療養費に係る療養の取扱い及び担当に関する基準の一部を改正する件（平成20年厚生労働省告示第70号）により、平成20年4月1日より、電子情報処理組織を用いて療養の給付費等を請求することとされた保険医療機関は、患者から療養の給付に係る一部負担金等の費用の支払を受け、患者から求められたときは、当該費用の計算の基礎となった項目ごとに記載した明細書を交付しなければならないこととされたところであるが、これらに併せ、「医療費の内容の分かる領収証の交付について」（平成18年3月6日保発第0306005号。以下「旧通知」という。）について下記のとおり改正することとするので、御了知の上、管内保険医療機関等、保険薬局及び指定訪問看護事業者に対し、周知徹底を図られたい。

記

旧通知の題名を「医療費の内容の分かる領収証及び個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書の交付について」に改める。

旧通知中「記」以下を別紙のとおり改める。

写

保発第0305003号
平成20年3月5日

地方社会保険事務局長
都道府県知事

} 殿

厚生労働省保険局長

「訪問看護療養費に係る指定訪問看護の費用の額の算定方法」の制定等について

本日、「訪問看護療養費に係る指定訪問看護の費用の額の算定方法を定める件」（平成20年厚生労働省告示第67号）及び「訪問看護療養費に係る訪問看護ステーションの基準等の一部を改正する件」（平成20年厚生労働省告示第68号。以下「基準告示」という。）が公布され、平成20年4月1日から適用されることとされたことに伴い、標記について、平成20年4月1日から下記のとおり取り扱うこととしたので、その実施に遗漏のないよう関係者に対し周知徹底を図られたたい。なお、「「訪問看護療養費に係る指定訪問看護の費用の額の算定に関する基準」の施行について」の改正について」（平成18年3月6日保発第0306006号）は、平成20年3月31日限り廃止する。

記

第1 通則に関する事項

- 1 健康保険法（大正11年法律第70号）及び高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）に規定する指定訪問看護（以下「指定訪問看護」という。）に係る指定訪問看護の費用の額は、訪問看護基本療養費及び訪問看護管理療養費の額に、訪問看護情報提供療養費、後期高齢者終末期相談支援療養費又は訪問看護ターミナルケア療養費の額を加えた額とすること。
- 2 指定訪問看護の費用の額は、基準告示第4の1に規定する場合を除き、介護保険法（平成9年法律第123号）第62条に規定する要介護被保険者等については、算定の対象としないこと。

第2 訪問看護基本療養費について

- 1 訪問看護基本療養費（I）は、指定訪問看護を受けようとする者（訪問看護基本療養費（II）又は（III）を算定する者を除く。）に対して、その主治医（保険医療機関の保険医又は



保医発第0305001号

平成20年3月5日

地方社会保険事務局長
都道府県民生主管部(局)
国民健康保険主管課(部)長
都道府県老人医療主管部(局)
高齢者医療主管課(部)長

} 殿

厚生労働省保険局医療課長

厚生労働省保険局歯科医療管理官

診療報酬の算定方法の制定等に伴う実施上の留意事項について

標記については、本日、「診療報酬の算定方法を定める件」（平成20年厚生労働省告示第59号）等が公布され、平成20年4月1日より適用されることとなったところであるが、実施に伴う留意事項は、医科診療報酬点数表については別添1、歯科診療報酬点数表については別添2及び調剤報酬点数表については別添3のとおりであるので、その取扱いに遺漏のないよう貴管下の保険医療機関及び審査支払機関等に対し、周知徹底を図られたい。

従前の「診療報酬の算定方法の制定等に伴う実施上の留意事項について」（平成18年3月6日保医発第0306001号）は、平成20年3月31日限り廃止する。



保医発第0305002号
平成20年3月5日

地方社会保険事務局長
都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部）長
都道府県老人医療主管部（局）
高齢者医療主管課（部）長

} 殿

厚生労働省保険局医療課長

厚生労働省保険局歯科医療管理官

基本診療料の施設基準等及びその届出に関する手続きの取扱いについて

標記については、本日、「診療報酬の算定方法」（平成20年厚生労働省告示第59号）の規定に基づき、「基本診療料の施設基準等」（平成20年厚生労働省告示第62号）が公布され、平成20年4月1日より適用されることとなったところであるが、保険医療機関からの届出を受理する際には、下記の事項に留意の上、貴管下の保険医療機関及び審査支払機関等に周知徹底を図り、その取扱いに遺漏のないよう特段の御配慮を願いたい。

なお、従前の「基本診療料の施設基準等及びその届出に関する手続きの取扱いについて」（平成18年3月6日保医発第0306002号）は、平成20年3月31日限り廃止する。

記

第1 基本診療料の施設基準等

基本診療料の施設基準等については、「基本診療料の施設基準等」（平成20年厚生労働省告示第62号）に定めるもの他、下記のとおりとする。

- 1 初・再診料の施設基準等は別添1のとおりとする。
- 2 入院基本料等の施設基準等は別添2のとおりとする。
- 3 入院基本料等加算の施設基準等は別添3のとおりとする。



保医発第0305003号

平成20年3月5日

地方社会保険事務局長
都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部）長
都道府県老人医療主管部（局）
高齢者医療主管課（部）長

} 殿

厚生労働省保険局医療課長

厚生労働省保険局歯科医療管理官

特掲診療料の施設基準等及びその届出に関する手続きの取扱いについて

標記については、本日、「診療報酬の算定方法」（平成20年厚生労働省告示第59号）の規定に基づき、「特掲診療料の施設基準等」（平成20年厚生労働省告示第63号）が公布され、平成20年4月1日より適用されることとなったところであるが、保険医療機関等からの届出を受理する際には、下記の事項に留意の上、貴管下の保険医療機関及び審査支払機関等に周知徹底を図り、その取扱いに遺漏のないよう特段の御配慮を願いたい。

なお、従前の「特掲診療料の施設基準に係る届出に関する手続きの取扱いについて」（平成18年3月6日保医発第0306003号）は、平成20年3月31日限り廃止する。

記

第1 特掲診療料の施設基準等

- 1 特掲診療料の施設基準等は、「特掲診療料の施設基準等」（平成20年厚生労働省告示第63号）の定めるものの他、別添1のとおりとする。
- 2 別添1に定める施設基準を歯科診療について適用する場合にあっては、特に規定する場合を除



保医発第0305004号
平成20年3月5日

各地方社会保険事務局長
各都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部）長
各都道府県老人医療主管部（局）
老人医療主管課（部）長

} 殿

厚生労働省保険局医療課長

使用薬剤の薬価（薬価基準）を定める件について

「使用薬剤の薬価（薬価基準）」（平成20年厚生労働省告示第60号）が公布され、平成20年4月1日から適用されることとなったところであるが、概要は、下記のとおりであるので、関係者に対して周知徹底を図られたい。

従前の「使用薬剤の薬価（薬価基準）を定める件について」（平成18年3月6日保医発第0306004号）は、平成20年3月31日限り廃止する。

記

1 改正概要

(1) 今回の改正は、平成19年9月取引分を対象に平成19年10月に実施した薬価本調査及び平成19年6月から11月までの間に実施した経時変動調査の結果に基づくものであること。

なお、今回の薬価本調査は、医療機関向け販売業者の全部（約4,000客体）並びに抽出された保険医療機関及び保険薬局（約3,500機関）について、全品目につきその価格及び数量を調査したものであること。

(2) 薬価の算定については、「薬価算定の基準について」（平成20年2月13日保発第0213001号。以下「薬価算定の基準」という。）に基づき、原則として、市場実勢価格加重平均値調整幅方式により算出したこと。

具体的には、加重平均値（税込）の改正前薬価に2%（調整幅）を乗じた額を加えた値を改正薬価としたこと。

写

保医発第0305005号
平成20年3月5日

地方社会保険事務局長
都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部）長
都道府県老人医療主管部（局）
老人医療主管課（部）長

厚生労働省保険局医療課長

厚生労働省保険局歯科医療管理官

特定保険医療材料の材料価格算定に関する留意事項について

「特定保険医療材料及びその材料価格（材料価格基準）」（平成20年厚生労働省告示第61号）が本日付けをもって公布されたところであるが、材料価格の算定に当たっての留意事項については、下記のとおりとすることとしたので、関係者に対し周知徹底を図られたく通知する。

なお、この通知は、平成20年4月1日から適用することとし、従前の「特定保険医療材料の材料価格算定に関する留意事項について」（平成18年3月6日保医発第0306005号）は、平成20年3月31日限り廃止する。

記

I 診療報酬の算定方法（平成20年厚生労働省告示第59号）（以下「算定方法告示」という。）別表第一医科診療報酬点数表に関する事項

1 特定保険医療材料の算定に係る一般的な事項

(1) 療養に要する費用の額の算定に当たって、保険診療に用いられる医療機器・材料（薬

写

保医発第0305006号
平成20年3月5日

地方社会保険事務局長
都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部）長
都道府県老人医療主管部（局）
老人医療主管課（部）長

} 殿

厚生労働省保険局歯科医療管理官

特定保険医療材料及びその材料価格（材料価格基準）の制定に伴う
特定保険医療材料料（使用歯科材料料）の算定について

「特定保険医療材料及びその材料価格（材料価格基準）」（平成20年厚生労働省告示第61号。以下「材料価格基準」という。）が本日付けをもって公布されたところであるが、同告示のVI及びVIIに規定する特定保険医療材料料の算定については、下記のとおりであるので、その取扱いに遺憾のないよう配慮されたい。

なお、本通知は、平成20年4月1日から適用することとし、従前の「特定保険医療材料及びその材料価格（材料価格基準）の制定に伴う特定保険医療材料料（使用歯科材料料）の算定について」（平成18年3月6日保医発第0306006号）貴職あて通知は、平成20年3月31日限り廃止する。

記

1 特定保険医療材料料について

特定保険医療材料料については、「特定保険医療材料の定義について」（平成20年3月5日保医発第0305008号。以下「定義通知」という。）の各号に規定する定義のいずれかに該当する医療機器のうち、「医療機器の保険適用等に関する取扱いについて」（平成20年2月13日医政発第0213006号、保発第0213004号）に規定する手続を経たものを使用した場合に限り算定できるものであり、その取扱いについては、以下によるものであること。

2 材料価格基準Vに規定する特定保険医療材料について

歯周組織再生材料とは、定義通知別IVに規定するものであり、歯周組織の再生を図る目的で、被覆、塗布又は充填等によって口腔内の患部に適用される材料であって、歯周組織再生誘導手術が可能なものであること

3 材料価格基準のVIに規定する特定保険医療材料について

写

保医発第0305007号

平成20年3月5日

地方社会保険事務局長 殿

都道府県民生主管部（局）

国民健康保険主管課（部）長 殿

都道府県老人医療主管部（局）

老人医療主管課（部）長 殿

厚生労働省保険局医療課長

厚生労働省保険局歯科医療管理官

特定診療報酬算定医療機器の定義等について

今般、「医療機器の保険適用等に関する取扱いについて」（平成20年2月13日医政発第0213006号及び保発第0213004号。以下「局長通知」という。）が定められたところであるが、局長通知の1のA2（特定包括）に規定する別に定める特定診療報酬算定医療機器の定義等については、下記のとおりとすることとしたので、関係者に対し周知徹底を図られたく通知する。

なお、従前の「特定診療報酬算定医療機器の定義等について」（平成18年3月6日保医発第0306007号）は、平成20年3月31日限り廃止する。

記

1 特定診療報酬算定医療機器の定義について

(1) 局長通知の1のA2（特定包括）に規定する別に定める特定診療報酬算定医療機器の区分は、別表の左欄に定めるものとし、その定義は、それぞれ同表の中欄に定める類別及び一般的名称並びにその他の条件とする。ただし、「薬事法及び採血及び供血あつせん業取締法の一部を改正する法律」（平成14年法律第96号）第2条による改正

写

保医発第0305008号
平成20年3月5日

地方社会保険事務局長 殿
都道府県民生主管部（局）

国民健康保険主管課（部）長 殿
都道府県老人医療主管部（局）
老人医療主管課（部）長 殿

厚生労働省保険局医療課長

厚生労働省保険局歯科医療管理官

特定保険医療材料の定義について

診療報酬の算定方法（平成20年厚生労働省告示第59号）の規定に基づく特定保険医療材料及びその材料価格については、「特定保険医療材料及びその材料価格(材料価格基準)」（平成20年厚生労働省告示第61号。以下「材料価格基準」という。）により定められているところであるが、今般、保険医療材料制度のより一層の透明化、適正化等を図る観点から、特定保険医療材料等の機能別分類及び保険導入の手続きの見直しと併せて、材料価格基準のⅢ並びにⅦの001、002及び003に規定するものを除き、その定義を別表のとおり定めたので通知する。ただし、「薬事法及び採血及び供血あつせん業取締法の一部を改正する法律」（平成14年法律第96号）第2条による改正前に承認されている医療機器については、一般的名称等の定義は異なるが当該医療機器の使用目的、効能又は効果等のうち主たるものに係る特定保険医療材料の区分に該当するものとする。

なお、従前の「特定保険医療材料の定義について」（平成18年3月6日保医発第0306008号）は、平成20年3月31日限り廃止する。

写

保医発第0305009号
平成20年3月5日

地方社会保険事務局長殿
都道府県民生主管部(局)
国民健康保険主管課(部)長殿
都道府県老人医療主管部(局)
老人医療主管課(部)長殿

厚生労働省保険局医療課長

保険医の使用医薬品（掲示事項等告示第6関係）及び保険薬剤師の使用医薬品（掲示事項等告示第14関係）に係る留意事項について

保険医及び保険薬剤師の使用医薬品については、「療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める掲示事項等」（平成20年厚生労働省告示第72号。以下「掲示事項等告示」という。）の第6及び第14をもって定められ、平成20年4月1日から適用されることとなった。

今回の概要は、下記のとおりであるので、関係者に対して周知徹底を図られたく通知する。

なお、「保険医の使用医薬品（掲示事項等告示第6関係）及び保険薬剤師の使用医薬品（掲示事項等告示第14関係）に係る留意事項について」（平成18年3月6日保医発第0306013号）は、平成20年3月31日限り廃止する。

記

- 1 「使用薬剤の薬価（薬価基準）」（平成20年厚生労働省告示第60号）の別表及び「掲示事項等告示」の別表第3に収載されている医薬品について、保険医が施用し又は処方すること及び保険薬剤師が使用して調剤できることとしたものであること。
- 2 医療上の需要がなくなる等の理由により、製造販売業者から今後供給する予定がなく、既に製造販売承認及び許可の廃止の手続きがとられた医薬品について、「掲示事項等告示」の別表第1、別表第2及び別表第4に収載し、経過措置品目としたものであること。
また、経過措置品目とされた医薬品の使用期限は、別表第1については平成20年8月

写

保医発第0305010号
平成20年3月5日

地方社会保険事務局長
都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部）長
都道府県老人医療主管部（局）
老人医療主管課（部）長

} 殿

厚生労働省保険局歯科医療管理官

歯科の診療録及び診療報酬明細書に使用できる略称について

歯科の診療録及び診療報酬明細書の記載に際して使用できる略称を、下記のとおり定めることとしたので、関係者に対して周知徹底を図られたい。

おって、「診療録に使用する略称について」（昭和61年11月1日保険発89）、「歯科診療録及び歯科診療報酬明細書の記載要領について」（平成12年3月31日保発58）及び「歯科の診療録及び診療報酬明細書に使用できる略称について」（平成18年7月31日保医発0731003）は廃止する。

記

項目	略称
1 単純性歯肉炎	単G
2 複雑性歯肉炎	複G
3 増殖性歯肉炎	増G
4 潰瘍性歯肉炎	潰G
5 壊疽性歯肉炎	壊G
3 慢性歯周炎（軽度）	P ₁
4 慢性歯周炎（中等度）	P ₂
5 慢性歯周炎（重度）	P ₃
6 急性単純性歯髓炎	単P u 1
7 急性化膿性歯髓炎	急化P u 1

事務連絡
平成20年3月7日

地方社会保険事務局
都道府県民生主管部(局)
国民健康保険主管課(部)
都道府県老人医療主管部(局)
老人医療主管課(部)

} 御中

厚生労働省保険局医療課

官報掲載事項の一部訂正について

平成20年3月5日付官報（号外第43号）に掲載された厚生労働省告示第60号（使用薬剤の薬価（薬価基準）の一部を改正する件）について、官報掲載事項の一部が訂正される予定ですので、あらかじめお知らせいたします。